

# 上下水道・暮らし・住まい

## 上水道

**企業局 ☎0742-34-5200(代表)**

奈良市水道事業中長期計画の将来像「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」の実現に向け、水道施設の更新・整備に努めています。また、水源から蛇口まで定期的に水質検査も実施しています。この安全でおいしい水を守るため、水源周辺地域の自然環境の保全と水源の保護に努めています。市民のみなさんも行楽等にお出かけのときは各自でゴミを持ち帰る等、水源地域の汚染防止に協力してください。

### 家庭の水道工事をする時は

水道の増設や改良工事をするときは指定給水装置工事業者に申し込んでください。なお、問い合わせは企業局へ。

### 安心して水道水を使用するために

朝一番や旅行等で留守にされた時の最初の水は、各家庭の給水管に長時間滞留しています。

このような場合は、消毒用の残留塩素がなくなったり、給水管に鉛が使われている家庭では、鉛がごくわずかに溶け出していることもあります。通常(流水)の使用状態では問題はありませんが、出し始めの水は念のためバケツ一杯程度飲み水以外に使用してください。

### 届け出・問い合わせ

**企業局 法華寺町264-1 ☎0742-34-5200(代表)**

企業局の各担当課等へ申し出てください。問い合わせ時に水道の使用番号が分かる人は伝えてください。

### 漏水を発見した場合

水道修繕センター(企業局委託業者)  
☎0742-34-5200(企業局代表)

### 水道料金等の問い合わせ

企業局 お客さまセンター ☎0742-35-6825

### 新たに水道を使用する時、使用を中止する時、長期にわたって水道を使用しない時

企業局 計量センター ☎0742-45-4472

- ・給水装置工事の申し込み…給排水課
- ・開発行為等の事前協議…水道計画課
- ・配水管の新設・改良工事…水道工務課



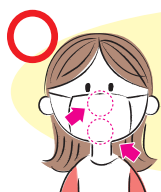
## 公衆衛生の豆知識

出典 首相官邸ホームページ「ほかの人にうつさないために」  
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>) より加工・編集して作成

### 咳エチケット

#### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。



## 水道料金(平成11年3月施行・平成11年4月分から適用)

下記の表は、奈良市水道事業給水条例別表第1で定められている一般的な専用給水装置の場合の奈良市水道料金に消費税(税率10%)を含めた金額で表示したものです。水道料金の計算は、基本料金、従量料金ともそれぞれ小数点以下まで計算し、その合計額に1円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた金額となります。

| 用途および<br>口径別 | 基本水量    | 基本料金<br>(1か月)         | 超過1mにつき                        |
|--------------|---------|-----------------------|--------------------------------|
| 一般用          | 13ミリ    | 8mまで 803.00円          |                                |
|              | 10mまで   | 1,023.00円             |                                |
|              | 20ミリ    | 8mまで 1,375.00円        | 11~20m <sup>3</sup> 170.50円    |
|              | 10mまで   | 1,804.00円             | 21~50m <sup>3</sup> 220.00円    |
|              | 25ミリ    | 8mまで 1,936.00円        | 50m <sup>3</sup> 超 236.50円     |
|              | 10mまで   | 2,585.00円             |                                |
| 一般用          | 40ミリ    | 6,490.00円             |                                |
|              | 50ミリ    | 10,340.00円            |                                |
|              | 75ミリ    | 24,970.00円            | 1,000m <sup>3</sup> まで 253.00円 |
|              | 100ミリ   | 45,100.00円            | 1,000m <sup>3</sup> 超 280.50円  |
|              | 150ミリ   | 92,400.00円            |                                |
|              | 200ミリ   | 149,600.00円           |                                |
|              | 250ミリ以上 | 管理者が定める額に消費税相当額を加算した額 |                                |
| 公衆浴場用        |         |                       | 1m <sup>3</sup> につき 84.70円     |
| 共同浴場用        |         |                       | 1m <sup>3</sup> につき 55.00円     |

### 水道料金の支払いは

- 便利な口座振替を利用してください。
- 口座振替の利用者以外の方は、送付する納付書で最寄りの金融機関(銀行・ゆうちょ銀行・郵便局・農協)、下記のコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、または企業局で納期日までに支払いしてください。

#### ●取扱できるコンビニエンスストア

セイコーマート・セブンイレブン・デイリーヤマザキ(チェーン店含む)・ファミリーマート・ポプラ・ミニストップ・ローソン・MMK設置店

## 下水道

企業局 ☎0742-34-5200(代表)

公共下水道が整備されると、汚水の処理ができるようになり、川や海を汚すことがなくなります。

公共下水道は、私たちが健康で文化的な生活を営むための基盤となるものです。

### 下水道使用料(消費税総額表示)

企業局 計量センター ☎0742-45-4472

下水道使用料は、水道料金とあわせて納付してください。

- 基本料金 1月につき165円
- 一般排水 水道使用水量1m<sup>3</sup>につき136.4円
- 中間排水 公共、公益業種を除く工場、事業所の月間使用水量が、300m<sup>3</sup>を超え、750m<sup>3</sup>以下の部分1m<sup>3</sup>につき196.9円
- 特定排水 公共、公益業種を除く工場、事業所の月間使用水量が、750m<sup>3</sup>を超える部分1m<sup>3</sup>につき249.7円と汚水の水質に応じた水質料金

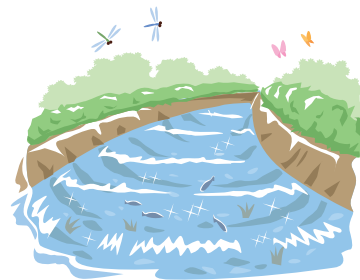
### 便所改造への助成など

給排水課 ☎0742-34-4751

くみ取り便所及び浄化槽を使用している便所を下水道に接続する水洗便所に改造される費用に対し、助成金・融資あっせん制度を設けていますが、平成18年10月1日よりこの制度の対象となる期限を供用開始日(公共下水道が完備した日)から「3年以内」と改めました。

期限を過ぎてから改造工事をされても助成金・融資あっせんは受けられませんので、供用開始日以降速やかに工事をしてください。

- 助成金 1戸1件に限り 10,000円



## ●融資あっせん制度

### 融資限度額

くみ取り便所を改造する場合…1戸につき 500,000円以内  
浄化槽を改造する場合……1戸につき 300,000円以内

### 償還方法

融資を受けた翌月から36か月以内

### 利子補給制度

利息は、銀行の完済証明を添えて、利子補給の申請をしてください。(延滞利息は、補給しません。)

### その他

融資あっせんを受けるには、連帯保証人、印鑑証明等が必要です。

### 取扱い金融機関

奈良市内の南都銀行本店・各支店および出張所

## 受益者負担金


**下水道事業課** ☎0742-34-5276

下水道が整備され、その利益を受ける地域の土地所有者(受益者)に下水道事業受益者負担金を賦課徴収しています。

負担金の額は負担区により異なります。

### ●負担金額

- 第1負担区は、1㎡につき59円
- 第2負担区は、1㎡につき200円
- 第3負担区は、1㎡につき350円
- 第4負担区は、1㎡につき350円

負担金は負担区域内のすべての土地にかかりますが、1回限りで、同じ土地に2度かかりません。

## 私道に下水道を布設する


**下水道事業課** ☎0742-34-5248

私道への下水道布設は使用者負担となりますが、一定の条件をみたす私道には、申請により市が本管の布設工事を行います。

## 排水設備工事は市の指定工事店に


**給排水課** ☎0742-34-4751

家庭の敷地内の排水設備工事は各家庭で排水設備指定工事店に発注してください。

## 下水道トラブルの相談

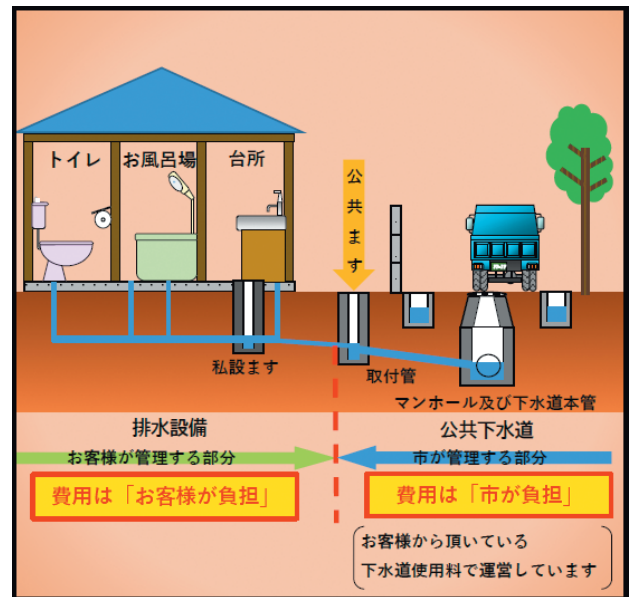
公共ますや道路上のマンホールがあふれる等、下水のトラブルに対応しています。

### ●下水道施設に関する相談窓口

奈良市下水道サービス ☎0742-24-3015  
24時間対応しています(土・日曜日、祝日を含む)

## ●管のつまり解消には費用がかかります

「費用の負担区分」は下図のとおり。



## ●下水道トラブルの流れ

- ①トラブルの詳細(水が流れない場所:トイレ、台所、お風呂、洗面所等)を確認
- ②下水道サービスに①の状況を伝えてください。
- ③下水道サービスが調査します。
- ④【排水設備であれば】指定業者を案内します(指定業者による除去は有料)  
【公共下水道なら】つまり除去の対応をします(無料)

## ●下水道に流してはいけないもの

### 【台所】

調理くずや食べ残し等の生ごみ、天ぷら油等の廃油類、マヨネーズ、割りばし、ビニール片、紙、つまようじ等

### 【風呂場や洗面所】

石けんや紙小箱、入浴剤の袋等の固形物、髪の毛等

### 【トイレ】

ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、タバコ、ガム、新聞紙、ビニール等

### 【公共ますやマンホール】

ガソリン、アルコール、灯油、シンナー等の揮発性のある化学物質、薬品等の化学物質、泥水や雪、枯れ葉、材木くず、砂、植木鉢の破片等のごみやがれきの類 等

※敷地内の公共ますや道路上のマンホールは、清掃や点検等をするためのものです。むやみに蓋を開ける、汚物や異物を投入してはいけません。



## し尿処理

 (株)奈良市清美公社(月ヶ瀬・都祁地域のし尿くみ取りについては山辺環境衛生組合)

### し尿くみ取り(月ヶ瀬・都祁地域を除く)

し尿くみ取りは、市の委託を受けた(株)奈良市清美公社が、土・日曜、祝日、清美公社の定める休日を除き、毎日計画的に行っています。

#### くみ取りの手続き

 (株)奈良市清美公社 ☎0742-33-8782

し尿くみ取りの申し込み、変更・中止等の手続きは、(株)奈良市清美公社で受け付けます。くみ取りの回数は、申し込みの前に、便槽の大きさや世帯の人数によって決めていただきます。人数(定額制のみ)や回数等の変更があった場合も、届け出てください。

#### くみ取り料金

##### 一般家庭<定額制>

くみ取りが月1回の場合、便槽1個につき(基本料)340円に、人頭割(家族1人につき平均50リットル以下)1人に220円。1人50リットル(平均)を超える時は10リットルごとに70円加算されます。

月2回以上のくみ取りの時は、1回目は上と同じ計算ですが、2回目以降は1回目の7割計算となります(ただし、超過料金は除きます)。

##### 事業所、飲食店<従量制>

1回あたり便槽1個につき基本料640円とくみ取り量10リットルあたり70円となります。

##### 特別加算

くみ取り車から便槽までの距離が60メートルを超える時は、20メートルごとに、くみ取り料金の3割額が加算されます。

#### その他の注意点

##### 家族の異動、転居の時

家族の異動があった場合は、人数の増減で料金がその翌月から変更されますので速やかに清美公社までお知らせください。

なお、1歳未満の乳児分は無料です。また、被保護(生活扶助)世帯及び中国残留邦人等で生活支援給付を受けている世帯は免除になりますので申し出てください。

### 月ヶ瀬・都祁地域のし尿くみ取り

月ヶ瀬・都祁地域のし尿くみ取りは、山辺環境衛生組合が行っています。

#### くみ取りの手続き

 山辺環境衛生組合山辺衛生センター ☎0743-85-0253

し尿くみ取りは地域ごとに計画的に行っています。申し込み、変更・中止等の手続きは、山辺環境衛生組合山辺衛生センターで受け付けます。

#### くみ取り料金<従量制>

●し尿取扱い手数料 1リットル 7.7円

## 浄化槽

 保健・環境検査課 ☎0742-93-8477

浄化槽は正しく維持管理しないと、悪臭や河川を汚す原因となります。このため、浄化槽管理者(浄化槽の所有者等)には、法律等により浄化槽の管理が義務付けられています。

### 1. 浄化槽の使用に関する報告について

新しく浄化槽を設置して浄化槽管理者になった場合や住宅の購入や引越し等により浄化槽管理者を変更した場合、また、下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合は、報告書等を提出してください(浄化槽を長期間使用しない場合はお問い合わせください)。

### 2. 浄化槽の清掃

浄化槽は、微生物の力によって汚水を処理するため、適正に使用しても1年間程度経過すると微生物の死骸や汚泥が溜まり、浄化槽の働きがおとろえてきます。そのため、年1回以



上の清掃をすることが法律で義務付けられていますので、奈良市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼してください。

#### ●浄化槽清掃業者の問い合わせ

廃棄物対策課 ☎0742-71-3001

[月ヶ瀬・都祁地域] 山辺環境衛生組合山辺衛生センター  
☎0743-85-0253

### 3. 浄化槽の保守点検

浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整・修理、スカムや汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充等を行います。奈良市長の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託してください。

### 4. 浄化槽の法定検査

浄化槽が正しい使われ方をされ、保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかを検査します。この法定検査には次の2つがあります。

①7条検査-使用開始から3～8か月後に受ける検査

②11条検査-7条検査実施後、毎年1回受ける検査

検査は奈良県の指定検査機関「奈良県環境保全協会」

(☎0745-22-5161)に依頼して(有料)実施してください。

## 環境保全

### 奈良市環境基本計画の推進

環境政策課 ☎0742-34-4591

奈良市では、地球規模で進む気候変動や生物多様性の危機など複雑化・多様化する環境問題に対応するとともに、市民一人ひとりの活動が活性化することで、環境・社会・経済の三側面が調和した持続可能な社会づくりを進めるため、2022(令和4)年3月に「第3次奈良市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、2031(令和13)年度までの10年間を計画期間とし、奈良市環境ビジョンを実現するための5つの基本方針を設定し、それらの実現に向けた施策及び指標・目標値を示しています。計画の推進にあたっては、環境基本計画推進会議を開催し、市民、事業者、市(行政)、奈良市環境審議会が協働して、計画の点検評価を行い、事業の見直しを適宜行っています。

#### <奈良市環境ビジョン>

一人ひとりが動き出すなかで、奈良らしい豊かで持続可能な暮らしが生まれるまち

#### <基本方針>

- すべての主体の学びと参加・協働による暮らしの変革
- 脱炭素社会の構築
- 自然との共生と歴史環境の保全・活用
- 循環型社会システムの形成
- 快適な生活環境・都市環境の確保

### 奈良市地球温暖化対策地域実行計画の推進

環境政策課 ☎0742-34-4591

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域における温室効果ガスの排出抑制に向け、地球温暖化対策を計画的に推進することを目的とした「第2次奈良市地球温暖化対策地域実行計画」を2017年(平成29年)3月に策定しました。家庭でも、温室効果ガス削減に向けて、できることからエコライフに取り組みましょう。

## 住民組織

地域づくり推進課 ☎0742-34-5193

自治会は、災害時をはじめ、日常生活の中での様々な問題を地域住民が共同で解決し、より良い地域社会を築くために活動されている自主的な団体です。

自治会の加入については、近隣の方へたずねるか、市役所地域づくり推進課や最寄りの出張所、行政センターへ問い合わせてください。

自治会に加入して、お互いに助け合い、支え合う、安全・安心で住みよい地域をつくっていきましょう。

## 市営住宅 住宅課 ☎0742-34-5174

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、市が供給している賃貸住宅です。

このため、民間の賃貸住宅と比べて家賃が低く設定されているとともに、入居について様々な条件が課せられています。

### 入居者募集と入居申し込み

#### ●定期空家募集

年4回、5月・8月・11月・2月に募集を行っています。募集月の奈良しみんだよりや市のホームページ上で募集住宅と戸数をお知らせします。入居申し込みは、募集期間(原則として募集月の1～15日)中に住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布する入居申込案内をよく読んで、申込書に必要事項を記入し、住宅課へ送付か持参してください。

#### ●随時空家募集

定期空家募集とは別に入居者を募集している場合がありますので、詳細は市のホームページを確認してください。入居申し込みの受付は、住宅課窓口のみで行っています。



上下水道・暮らし・住まい

## 入居申込資格(どちらも共通)

- (1)市内に住所又は勤務先のある方で、現に住宅に困窮していること
- (2)収入が基準以下であること
- (3)その他、入居申込案内の「入居申込資格の有無について」の要件を満たしていること

## 入居者の選考

### ●定期空家募集

公開抽選会により、入居予定者(当選者)と補欠入居予定者を選考します。その後、入居資格審査及び実態調査の上、入居者を決定します。

### ●随時空家募集

先着順での受付後、入居資格審査及び実態調査の上、入居者を決定します。

## 住居表示の届出と住所の表し方

 市民課 ☎0742-34-4730

住居表示整備を実施している区域内で、建造物を新築したり、改築や増築のため出入り口を変更する場合は、住居番号の設定のため届け出てください。

### 住居表示整備実施区域内での住所の表し方

不動産登記簿の所在町名と住居表示の番号

(例) 奈良市〇〇町(丁目)    〇〇番    〇〇号  
                所在町名          街区符号          住居番号

### 届出方法

- 工事完成直前に次のものを持参してください。
- ・付近見取図、道路からの出入り口を確認できる配置図

## 空き家対策

### 奈良市空き家バンク・町家バンク

 NPO法人空き家コンシェルジュ(奈良市委託事業者)  
☎0744-35-6211  
(担当課:住宅課 ☎0742-34-5175)

### 空き家所有者・利用者の方へ

奈良市では空き家の有効活用を目的とし、空き家のマッチングをサポートする空き家情報サイト「奈良市空き家バンク・町家バンク」を開設しています。空き家の「賃貸」や「売買」を考えている人は、登録することで利用希望者とのマッチングまでのサポートを受けることができます。

### ●空き家バンク対象地域

奈良市東部地域  
(田原・柳生・大柳生・東里・狭川・月ヶ瀬・都祁)

### ●町家バンク対象地域

奈良町地域(奈良市歴史的風致維持向上計画において設定された奈良町及び奈良公園地区重点区域)

奈良市空き家・町家バンク



申請に必要な書類を  
ダウンロードできます!

### 奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金

 住宅課 住宅政策係 ☎0742-34-5175

空き家の有効活用を促進するため、奈良市空き家・町家バンクに登録している住宅の購入、改修、荷物撤去にかかる経費の一部を予算の範囲内で補助します。

### ●補助金額

<物件所有者>最大70万円  
荷物撤去費:全額補助 (上限20万円)  
改修:補助率2分の1(上限50万円)  
<利用希望者>最大50万円  
購入・改修:補助率2分の1(上限50万円)  
※補助の条件あり。申請前に相談要。

### 空き家の譲渡所得特別控除

 住宅課 住宅政策係 ☎0742-34-5175

相続時から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除します。

奈良市では、相続人から申請があれば、確定申告に必要な被相続人居住用家屋等確認書の作成をします。



## 建築・開発行為

### 建築プランは、都市計画を調べて

都市計画課 ☎0742-34-4748

都市計画区域内に建築する場合は、区域区分(市街化区域、市街化調整区域)や地域地区(用途地域等)の規制があります。事前に奈良市地図情報公開サイトで確認してください。

### 建築確認申請

建築指導課 ☎0742-34-4750

建物を新築、増・改築(都市計画区域内の防火地域および準防火地域以外の10㎡以下の増・改築及び都市計画区域外における建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物は除く)などをするときは、工事を始める前に、建築指導課または指定確認検査機関で建築確認済証の交付を受けてから工事を始めてください。また、工事現場には確認済の表示板を掲示することが必要です。

### 中間検査

建築指導課 ☎0742-34-4750

階数が3以上の共同住宅、延べ面積50㎡を超える住宅、地階を除く階数が3以上のもの又は延べ面積1,000㎡を超える不特定多数が利用する特殊建築物を新築、増築又は改築する際は、中間検査を受けることが必要です。また、検査に合格しないと、その後の工事施工ができません。

### 完了検査申請書の提出

建築指導課 ☎0742-34-4750

建築物の工事が完了したときは4日以内に完了検査申請書を建築指導課または指定確認検査機関に提出してください。完了検査を行い、検査済証を交付します。

### 建設リサイクル法(住宅等の解体工事)の届出

建築指導課 ☎0742-34-4750

建設資材廃棄物を再資源化するため、建設工事の発注者は、分別解体等の計画を工事着手の7日前までに届け出ることが必要です。

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| ・建築物の解体                | 80㎡以上   |
| ・建築物の新築・増築             | 500㎡以上  |
| ・建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)   | 1億円以上   |
| ・そのほかの工作物に関する工事(土木工事等) | 500万円以上 |

※いずれも面積は延べ面積、金額は税込請負代金

## 福祉のまちづくり条例

建築指導課 ☎0742-34-4750

不特定かつ多数の人が利用する建築物を新築、改築、増築又は用途変更する事業者は、規模にかかわらず、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の整備計画に適合させるように努めなければなりません。

また、中でもより公共性の高い施設を「特定施設」として位置付け、設置しようとする場合は、届出が必要です。

## 宅地造成に関する工事許可申請

開発指導課 ☎0742-34-5237

宅地造成工事規制区域内において宅地造成等の工事をするときは、工事着手前に許可を受けなければなりません。

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害発生のおそれの著しい市街地の区域などについて指定しています。なお、宅地造成工事規制区域は、開発指導課窓口や市ホームページで確認できます。

## 開発事業等に対する指導

開発指導課 ☎0742-34-5237  
 建築指導課 ☎0742-34-4750

市では、「奈良市開発指導要綱」及び「大和都市計画区域外の開発事業に関する指導要綱」を策定し、一定規模以上の開発行為や中高層建築物(地上階数3以上)の建築で、床面積の合計が1,000㎡以上または共同住宅で住宅戸数が10以上のもの、または劇場、映画館、集会所(公民館、地区集会所を除く)等の建築及び用途変更を開発事業等と定め、公共施設や公益施設の充実を図り住みよいまちづくりを進めるため、法令には規定のない開発事業等に際しての近隣との協議、ごみの集積場の設置、児童・学童の通学路の安全確保や一定規模以上での集会所用地の確保等、開発事業者の理解と協力を求めています。

## 開発許可申請

開発指導課 ☎0742-34-5237

市街化区域内で500㎡以上の開発行為は、開発許可を受けなければ建物を建てることはできません。

道路や公園等の公共施設が必要な開発は、その施設の適正な配置や土地利用等について、各公共施設の管理者と事前に協議をしなければなりません。

市街化調整区域内は、開発を抑制する区域であり、原則として建物は建てられません。ただし、一定の要件を満たせば、許可を受け建物を建てるができます。

都市計画区域外(月ヶ瀬地区、都祁地区)では、10,000㎡以上の開発行為について、開発許可が必要です。

開発行為とは、主として建築物の建築または特定工作物の建設を目的とする次の行為(土地の区画形質の変更)をいいます。

- **土地の区画の変更** 区画の統合、分割、変更
- **土地の形状の変更** 盛土、切土等の造成
- **土地の性質の変更** 農地から宅地への地目変更



また、特定工作物とは、コンクリートプラント等非建築物であって、周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるものやゴルフコース、遊園地などの大規模な工作物をいいます。

## 都市計画

 都市計画課 ☎0742-34-4748

### 土地利用(建築計画)の制限

奈良市内の土地は、月ヶ瀬地区と都祁地区を除き、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。市街化調整区域では、農家の住宅などを除き、原則として建物は建てられません。市街化区域では、健全な土地利用を促すため、用途地域が定められています。

本市では、次の11種類に分かれています。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 第一種低層住居専用地域  | 7. 準住居地域  |
| 2. 第二種低層住居専用地域  | 8. 近隣商業地域 |
| 3. 第一種中高層住居専用地域 | 9. 商業地域   |
| 4. 第二種中高層住居専用地域 | 10. 準工業地域 |
| 5. 第一種住居地域      | 11. 工業地域  |
| 6. 第二種住居地域      |           |

それぞれの地域ごとに建物の用途、建ぺい率、容積率などの制限があります。また、市街地の環境維持や土地の合理的な利用を図るため高度地区、高度利用地区、市街地の火災の危険を防除するため防火地域・準防火地域等が定められたり、地区計画やその他の都市計画が決定されたりすると、建物を建てる場合、種々の制限がなされます。

なお、これら都市計画法により定められた区域区分(市街化区域、市街化調整区域)、地域地区(用途地域、高度地区、高度利用地区、防火地域・準防火地域等)については、奈良市地図情報公開サイトで確認できます。

### 都市計画施設等の区域内における建築の規制

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要不可欠な施設を都市施設といい、これが都市計画において定められた場合「都市計画施設」といいます。

市では、道路、公園等を都市計画施設として定めており、これら都市計画道路、都市計画公園等の区域内で建物を建てる場合は、市長の許可が必要です。

なお、都市計画施設の位置等については、奈良市地図情報公開サイトで確認できます。

## 都市計画証明

税務署や公安委員会等に提出する市街化区域、市街化調整区域や用途地域等の地域地区についての証明書を交付しています。

### ●交付に必要なもの

- ☒ 印鑑(自署の場合は不要)
- ☒ 証明手数料(300円)
- ☒ 法務局備え付けの地図の写し
- ☒ 位置図(S=1/2,500の白地図)

●交付 即日交付はできません。後日連絡します。

※申請書は、ホームページ(申請書ダウンロード)からも利用できます。

## 都市計画図等の販売・ダウンロード

用途地域図、高度地区・防火・準防火地域指定図、都市計画道路網図などの都市計画図や縮尺1/2,500等の白地図の販売を都市計画課で行っています。また、奈良市地図情報公開サイトでダウンロード・印刷が可能です。

## 土地地区画整理事業施行地区内の建築行為等の制限

土地地区画整理事業は、良好なまちづくりのために、土地の区画形質を整え、道路、公園などの公共施設の整備・改善を行う事業です。

土地地区画整理事業施行地区内においては、施行者の事業の障害とならないため及び権利者の無益な投資を防ぐため、次のような行為を行うときは、市長の許可が必要です。

### ●制限を受ける行為

1. 土地の形質の変更
2. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
3. 重量5トンを超える物件の設置又は堆積

## 景観

 都市計画課 ☎0742-34-5209

## 歴史的風土の保存、風致地区等の規制・許可

古都奈良の景観を維持保全する地域については、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、風致地区、環境保全地区の指定をしています。建築物等の新築、改築、増築、色彩の変更、宅地の造成、木竹の伐採等をする場合は、許可などの手続きが必要です。風致地区等の指定区域図は、奈良市地図情報公開サイトで確認できます。

### 歴史的風土特別保存地区

当地区では、既存建築物の建替のみが可能です。建替をする場合、高さ、床面積、意匠形態等の許可基準がありますので、事前に相談してください。

### 風致地区

奈良市風致地区条例により地区ごとに建築物の高さ、建ぺい率、外壁の後退距離、緑地率の基準があり、ゾーン指定により意匠形態等の基準があります。



## 奈良市景観計画

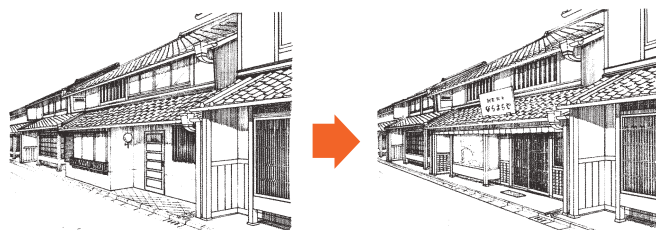
奈良の素晴らしい景観を次世代に受け継いでいくために、景観法に基づき「奈良市景観計画」を策定しています。重点的に景観形成に取り組む区域として指定した景観形成重点地区内において建築物、工作物、開発行為等のすべての行為に、また、それ以外の区域についても3階以上や高さ15mを超えるなど、一定の規模以上の行為について届出が必要となります。また、高さが25mを超える建築物・工作物の新築等については事前協議の対象となり、奈良市景観審議会において審議を行います。形態意匠等について基準を定めていますので、都市計画課に問い合わせてください。なお、景観形成重点地区等の区域図は、奈良市地図情報公開サイトで確認できます。

## 奈良市歴史的風致維持向上計画と補助制度(奈良町・奈良公園)

奈良市の歴史や伝統、人々の営みとその営みの舞台となる建造物や周辺市街地が一体となって形成された良好な環境を維持向上するために「奈良市歴史的風致維持向上計画」を策定しています。重点区域である「奈良町及び奈良公園地区」では、歴史的風致形成建造物を指定し、基準を満たして修理する場合に補助金を交付します。

また、「奈良町都市景観形成地区」では、位置・構造・外観意匠の基準を満たし、非伝統的建造物を伝統的な様式に修景する場合(新築も含む)に補助金を交付します。修理・修景を計画される場合は事前に相談してください。

※歴史的風致形成建造物の指定と補助金については、奈良町にぎわい課(☎0742-24-8936)に問い合わせてください。



修理・修景前

修理・修景後

## 屋外広告物の規制・許可

良好な景観形成と風致の維持、公衆に対する危害防止を目的とした「奈良市屋外広告物に関する条例」に基づき、屋外広告物の許可地域、禁止地域、禁止物件を定め広告物を規制しています。また、屋外に広告物を掲出する場合は、原則として市長の許可が必要となり、形状や大きさ、色彩等の許可基準があります。許可を得ないで広告物を表示したり、禁止地域に掲出したりする等、条例に違反した場合は、罰則規定が適用されます。なお、屋外広告物規制図は、奈良市地図情報公開サイトで確認できます。

## 市民参加のまちづくり

### 奈良市ポイント制度

地域づくり推進課 ☎0742-34-5193

健康づくりやスポーツ、ボランティアに関する市の指定するポイント対象事業への参加や、市が指定する加盟店での買い物をすることで、69歳以下の市民は交通系ICカードなどに、70歳以上の市民は市が交付している「ななまるカード」にポイントを貯められる制度です。貯まったポイントは市の特産品や奈良交通バスのチャージ券・市内の参加タクシー事業者で利用できるタクシー券との交換、加盟店で利用する際の割引等に使用することができます。

●奈良市ポイントホームページ <https://narapoint.jp/>

### グリーンサポート制度(公園管理報奨金交付制度)

地域づくり推進課 ☎0742-34-5193

地域の団体に公園の美化・維持管理と公園施設の点検を行っていただくことにより、市民のみなさんが公園を快適かつ安全に利用でき、愛されるものとするため、自主的活動をされる地域の団体に報奨金を交付する制度です。

### アダプトプログラム推進事業

地域づくり推進課 ☎0742-34-5193

地域の道路や河川等の公共スペースを、市民のみなさんが愛情を持って美化活動を行い、見守っていただき、市が支援する制度です。美化活動を行っていただくボランティア(2人以上の団体)を随時募集しています。

### 古都奈良・美守り隊(違反広告物を出さない街づくり推進団体)

都市計画課 ☎0742-34-5209

電柱、ガードレール等に貼り紙や立て看板が違法に掲出されていた場合、美しいまち並みを著しく阻害することになります。古都奈良の美しさを保持するため、これらの違法広告物を除却するボランティア活動団体を募集(随時)しています。

### まちづくり支援制度

都市計画課 ☎0742-34-4748

市民が主体となった身近なまちづくり活動に対し支援を行っています。

#### ●支援対象となる活動例

1. 良好な居住環境を保持するため、地区計画や建築協定等の導入を目指した活動
2. 地域の活性化や地域の創意工夫を活かした魅力あるまちづくりに向けたシンポジウム、イベント等の啓発活動

#### ●支援内容

まちづくりに関する専門家(アドバイザー等)の派遣



## ボランティアセンター

📍 P18/F-2

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、その担い手となるボランティアの育成・活動の支援・活動拠点としての場の提供・情報の提供・ネットワークづくり等を行っています。また、ボランティアに関する相談に応じてコーディネートをしたり、必要な情報の提供を行います。

●場所 法蓮町1702番地の1

☎0742-26-2270 FAX0742-26-2003

●開館時間 午前9時～午後5時

●休館日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

●ホームページ

<https://www.narashi-shakyo.com/sankashitai/>

## ボランティアインフォメーションセンター

📍 P18/F-3

ボランティア活動をはじめようとする人からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、コーディネート、地域での教育支援活動におけるリーダーやコーディネーターなどの人材育成を行います。

●場所 三条本町13番1号(はぐくみセンター内)

☎0742-93-8435 FAX0742-34-2336

●開館時間 午前9時～午後9時

(日曜日、祝日は、午前9時～午後5時)

●休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

●ホームページ <http://volunt-info.jp/>

## 商工業



産業政策課

☎0742-34-4741

### 中小企業への融資制度

#### 中小企業資金融資制度一覧表

令和4年4月1日現在

| 融資の種類                                       | 融資<br>限度額                          | 利率<br>(上限)                                                       | 融資期間                   | 償還<br>方法        | 連帯<br>保証人                                                        | 信用保証<br>及び担保                                                                                                | 資格要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 取扱金融機関                                                                                                |  |
|---------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 事業設備<br>資金                                  | 1,500万円                            | 年<br>1.50%<br>以下                                                 | 5年以内<br>(うち据置6月<br>以内) | 月賦<br>その他<br>分割 | 【個人の場合】<br>原則として不要<br>【法人の場合】<br>奈良県信用保<br>証協会の定め<br>るところによ<br>る | 【信用保証】<br>奈良県信用保<br>証協会の保証<br>を要します。<br>(保証料のうち<br>70%は、市が<br>負担します。)<br>【担保】<br>必要に応じ、奈<br>良県信用保証<br>協会が徴収 | (1)次に掲げる区分に応じ、そ<br>れぞれ定める奈良県信用<br>保証協会の保証制度によ<br>る信用保証を受けること<br>ができる者であること。<br>・事業設備資金、事業運転<br>資金又は短期事業資金<br>普通保証制度<br>・無担保無保証人小口事<br>業資金無担保無保証人<br>特別小口保証制度<br>・小規模企業小口事業資金<br>小口零細企業保証制度<br>・創業支援資金創業関連<br>保証制度<br>(2)次のいずれかに該当する<br>こと。<br>・市内に居住(法人にあつ<br>ては、主たる事業所が所<br>在)していること。<br>・市内に事業所を有して<br>いること。<br>・市内で事業を行う具体<br>的計画を有しているこ<br>と。<br>(3)市税を完納していること。<br>(無担保無保証人小口事業<br>資金にあっては、原則とし<br>て市民税の所得割又は法<br>人税割を含む。その他の資<br>金にあっては、非課税も<br>可) | 南都銀行<br>りそな銀行<br>関西みらい銀行<br>奈良信用金庫<br>大和信用金庫<br>奈良中央信用<br>金庫<br>中京銀行<br>三十三銀行<br>京都銀行<br>京都中央信用<br>金庫 |  |
| 事業運転<br>資金                                  | 1,000万円                            |                                                                  | 4年以内<br>(うち据置6月<br>以内) |                 |                                                                  |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                       |  |
| 短期事業<br>資金                                  | 500万円                              |                                                                  | 1年以内<br>(うち据置6月<br>以内) |                 |                                                                  |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                       |  |
| 小規模企業<br>小口事業<br>資金<br>○設備資金<br>○運転資金       | 設備資金<br>1,250万円<br>運転資金<br>1,000万円 | 設備資金<br>5年以内<br>(うち据置6月<br>以内)<br>運転資金<br>4年以内<br>(うち据置6月<br>以内) |                        |                 |                                                                  |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                       |  |
| 創業支援<br>資金<br>○設備資金<br>○運転資金                | 1,000万円                            | 設備資金<br>5年以内<br>(うち据置6月<br>以内)<br>運転資金<br>4年以内<br>(うち据置6月<br>以内) |                        |                 |                                                                  |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                       |  |
| 無担保<br>無保証人<br>小口事業<br>資金<br>○設備資金<br>○運転資金 | 1,000万円                            | 設備資金<br>4年以内<br>(うち据置6月<br>以内)<br>運転資金<br>3年以内<br>(うち据置6月<br>以内) | 不要                     |                 |                                                                  |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                       |  |



上下水道・暮らし・住まい



## 創業支援事業

### 創業支援施設BONCHI

**BONCHI** ☎0742-27-1111

- **場所** 橋本町3-1
- **利用時間** 午前10時～午後6時(※コワーキングは午後9時まで)
- **休館日** 年末年始

## 勤労者福祉事業

**(一財)奈良市総合財団勤労者福祉サービスセンター**  
(愛称:うえるびい奈良) 📍P18/E-1

### 目的

勤労者福祉サービスセンターは、奈良市内に所在する中小企業の勤労者、事業主及び奈良市内に居住する中小企業勤労者に対する総合的な福利事業を行うとともに、奈良市が設置する奈良市勤労者総合福祉センターの管理を行い、中小企業勤労者の福祉の向上、中小企業の振興と地域社会の活性化を図ることを目的としています。

### 事業実施内容

#### (1)福利厚生事業

##### ①レクリエーション

会員相互及び登録家族、または職場のコミュニケーションづくりのために、日帰りバスツアー等、低料金で参加できる事業を計画し、実施しています。

##### ②旅行

気軽に安く宿泊利用できるように、全国各地の施設と割引利用協定を結んでいます。また、安価で旅行を楽しめるように旅行社と提携を行っています。

##### ③レジャー施設利用補助

映画館、遊園地等のチケット斡旋をしています。

##### ④プロ野球観戦等

プロ野球観戦チケット、ゴルフショットカード等の斡旋をしています。

##### ⑤ショッピング等各種割引優待

特約指定店、協定割引施設を利用する場合、会員証の提示で割引優待の特典を受けることができます。

#### (2)給付事業

会員と登録家族の人で、お祝いごとやお見舞いごと等があった場合に給付金の支給を行っています。

#### (3)健康管理事業

人間ドック、健康診断:いきいきと楽しく暮らすためには、何よりも健康が第一。会員の健康管理のため、医療機関での人間ドック、健康診断の受診補助を行っています。その他、温水プール、サウナ、スーパー銭湯利用の割引を行っています。

#### (4)貸付斡旋事業

##### ●各種ローンの斡旋・補助

会員の皆様のちょっとした出費に備え、各種ローンの斡旋をし、補助をしています。

**取扱金融機関** 近畿労働金庫奈良支店

**貸付限度額** 100万円

#### (5)文化・各種教室

会員の趣味・教養・技術等の向上を図るため、各種文化教室の斡旋と受講料に対して補助金の支給を行っています。

#### (6)その他

ローチケbiz+による各種チケット斡旋等

### 会員の資格

奈良市内の中小企業(従業員300人以下)に従事する勤労者、その事業主または市民で中小企業に勤務する勤労者。

### 入会金・会費

入会金は会員1人につき入会時に500円、会費は1人1か月800円。

### 入会申込等

(一財)奈良市総合財団勤労者福祉サービスセンター  
(うえるびい奈良)

〒630-8106 奈良市佐保台西町115

☎0742-71-2434 FAX0742-71-9155

● **受付時間** 午前9時～午後5時

● **定休日** 月曜日(その日が祝日のときはその翌日) 祝日の翌日(その日が日曜日と祝日に当たるときを除く)、年末年始(12月26日～1月5日)

● **問い合わせ** info@wellby-nara.or.jp

● **ホームページ** http://www.wellby-nara.or.jp

### 月ヶ瀬ワーケーションルーム「ONONO」

☎0743-99-2179

**所在地:奈良市月ヶ瀬尾山2350-1** 📍P20/M-3

旧月ヶ瀬学校給食センターを改修し、ワーケーションおよび地域住民の交流拠点として再生した施設です。緑に囲まれ、特産品の和茶等を楽しみながらワーケーション利用ができます。

**利用時間** 午前9時～午後5時(平日、土・日曜日、祝日)

**ホームページ** https://onoono-nara.jp



# 農林業

## 農林業振興

 農政課 ☎0742-34-5142

奈良市では、都市近郊の立地条件を活かし、イチゴを始めとする施設野菜、米、茶、しいたけ等の特産物の振興と併せて、農業の担い手に対する支援や都市と農村の交流による農業の活性化の推進等に取り組んでいます。

また、林業の活性化と共に、農業や林業の持つ水源かん養、環境保全等の多面的な機能の発揮・向上にも努めています。

### 農業生産体質の強化

農業経営の安定化及び発展に対する支援および米の需給調整に伴う土地利用の高度化と、集積利用による生産性の向上を図ります。

### 地産地消の推進

地産地消を推進し、農業による収益性の向上を図ります。

### 農村地域の活性化

都市と農村の交流を促進し、農村地域の活性化を図ります。

### 林業の振興

林業生産基盤の整備および健全な森林の育成を図ると共に森林の公益的機能の向上に努めます。

### 民有林の造林・間伐等奨励

森林は木材や林産物の供給のほかに水源林、防災林等、私たちの豊かな環境づくりに役立っています。

奈良市では、これらの森林をより豊かな緑の山にするため民有林の植栽や間伐を奨励しています。なお、造林地を持っているが、自分で造林や保育管理をすることのできない人には森林組合が受託する制度もありますので利用してください。

## 農地売買、転用手続き

 農業委員会事務局 ☎0742-34-4776

農地を売買したり転用等をする場合は、農業委員会です所定の手続きを行ってください。

### 農地の売買等

農地を売買あるいは貸し借りする等、耕作目的で農地の権利移動をする場合には、農地法第3条の規定によって農業委員会の許可を受けなければなりません。

### 農地の転用

市街化調整区域及び都市計画区域外の農地を転用して農地以外のもの（駐車場等）にする場合には、農地法第4条又は第5条の規定によって県知事の許可を受けなければなりません。

- ・農地法第4条＝農地の所有者自らが転用を行う場合。
- ・農地法第5条＝売買あるいは貸し借りする等、農地の権利移動が伴う転用の場合。

なお、市街化区域内の農地の転用については、あらかじめ農業委員会に届出を行えば、許可を受けなくてもよいことになっています。

## 農業者年金

 農業委員会事務局 ☎0742-34-4776

農業者年金制度は、平成14年1月1日から積立方式が採用され、加入者数等に影響されにくい長期的に安定した制度です。意欲ある担い手に対して政策支援として国から最高5割の保険料が助成され、令和4年の制度改正によりさらに便利になっています。

農業者のみなさんが、より安定した老後生活を迎えるためにも、ぜひ新制度に加入されるようお勧めします。

### 加入要件

農業に年間60日以上従事する60歳未満で、国民年金第1号被保険者であれば、ご夫婦ともに加入できます。

※令和4年5月から60歳以上～65歳未満の方も国民年金に任意加入しておれば加入できるようになりました。

### 保険料の助成

認定農業者や青色申告をしている人等は、20年要件を満たせば、35歳未満の人は要件を満たしている全ての期間、35歳以上は10年を限度として最高5割の保険料の助成が受けられます。

### 保険料

#### ●通常保険料

- ・政策支援を受けない人が納付する保険料です。
- ・月額2万円～6万7千円まで加入者が設定できます。
- ※令和4年1月から35歳未満で政策支援制度に該当しない人は、月額1万円から加入できるようになりました。

#### ●特別保険料

- ・認定農業者等政策支援（保険料の助成）を受ける人が納付する保険料です。
- ・月額2万円から助成額を引いた金額が納付する保険料となります。

### 年金受給額

通常保険料を納めた人は、基本は65歳から受給できます。希望により60歳まで繰上受給できます。受給額は、納付保険料と運用益を基礎として生涯支給されます。上記の特別保険料（月額2万円から助成額を除いた額）を納めた人は、65歳以前に農業経営を継承した場合は、65歳からの需給が基本ですが、60歳まで繰上受給できます。65歳以降に農業経営を継承した場合は、その時から受給できます。

ただし、受給者が農業を再開した時等は、支給停止となります。

※令和4年4月から受給要件を満たした人は、受給開始時期を65歳以上でご自身で選択できるようになりました。